

保育所運営編

第2章 第5 保護者等への支援・情報提供・対応

○児童虐待を発見したときの対応方法は

Q 保育所は虐待の発見しやすい場であると思いますが、実際に保育所を利用している保護者が子どもに対して虐待をしていたことが分かった際の対応方法を教えてください。



A 児童虐待を発見したときの対応は、①虐待の早期対応（通告・相談）と②虐待が発生している家庭への援助（見守り・支援）の2点です。なお、虐待の早期対応については園内で通告・相談先を策定し、全職員が共有できるように明示しておくことが大切です。

解説

1 虐待の通告
児童相談所や自治体窓口への虐待通告に際して、「どこまでが虐待か」と通告することを躊躇する場合があるかと思いますが、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待される」ところである（「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について）平

第2章 第5 保護者等への支援・情報提供・対応

- こと
- ③ 受傷状況の写真を撮っておくこと（市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼します。）
 - ④ 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておくこと
 - ⑤ 子どもから聴き取る際には誘導とならないように注意すること（子どもからの聴き取りには、オープンクエスチョン形式が適切です）。また、子どもを責めるような口調にならないように注意すること

2 園内の通告・相談先経路の例
通常、虐待発見者から園内経路をたどり、園長が虐待の状況を精査し、園内ケース会議で情報を共有し、外部機関に通告・相談します。虐待に関する園内ケース会議には地域の民生委員、保護司等を招くなど、早期より外部関係者と連携を図るようにします。園内での通告の手順等については、マニュアル化して職員全体で把握しておくことが必要です。

(1) 園内経路は、次のように明示します。

虐待発見者→クラス担任→保育主任→園長→外部機関
(生命に関わる等、緊急性のある場合はこの経路の限りではありません。)

(2) 緊急性のある通告・相談のために、園内経路と共に次のように連絡先を明示します。

緊急通告先(注)	当該児童相談所	電話番号	189番
	警察署	電話番号	110番
相談先(注)	市町村窓口	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	当該児童相談所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

トラブル解決編

第2章 第2 食事(給食・おやつ等)

○食物アレルギーの対応は

Q 食物アレルギーを持つ子どもが増えています。保育していく上で、どのようなことに気を付けたいのでしょうか。



A 近年、食物アレルギーを持つ子どもが増えました。アレルギーの種類も多岐にわたり、一人一人に合わせた対応には細心の注意が必要となります。
一番大切なことは、アレルギーの対応を家庭と確認し合せておくことです。また、間違えて提供しないために、保育所でのチェックを確立することです。
一人一人の状況に合わせてはいても、全ての子どもに違う食事を作るとは不可能ですから、保育所のルールを決めて「誤食を予防」してください。

事故予防チェックリスト

項目	予防方法
アレルギーの特定	医療機関を受診して食物アレルギーの診断を受ける 医師の指示書(保育所におけるアレルギー疾患生活

第2章 第2 食事(給食・おやつ等)

食事の受取り時	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者がチェックした献立表を、栄養士、調理員が確認する ・調理員は献立内容を確認する ・保護者にチェックした献立表を配付する
提供時	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員はアレルギーを除いた食事になっているか、確認簿を見ながら声に出して確認する ・調理員は全ての器にラップをかけて配慮内容を書き込み、個人のトレーに乗せて出す ・受取り者(保育者)はサインをする
誤食発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーのラップを剥がして確認する ・確認簿を提出する ・他の子どもに食べさせない ・子どもの食器を洗わない

解説

1 アレルゲンの特定
子どもに明らかな状態の変化が認められたときには、医療機関で食物アレルギーの診察を受けるように勧めます。アレルゲンが認められ、医師から食物の除去を指示されたときは、医師の指示を基本に保育所で提供する給食を確認します。面談時には、複数の職員が出席して、食物アレルギー対応の基本的考え方を説明し、アレルゲンを除いた献立を提示し確認します。
保育所での配慮点は、食品の量や、調理方法による個別対応は複雑になるので行

相談事例より

第3章 第1 疾病(感染症等)

○インフルエンザの集団感染が認められたため、登園自粛を求めたとき

相談事例

保育所においてインフルエンザの感染者が10名以上出るといった事態が発生したため、保育所は園児の保護者に対して1週間の登園自粛を求めました。後日保育所に園児を預けることができなくなった母親が、その間仕事を休まざるを得なかったと主張し、その間の給与相当額の支払を求めてきました。



ポイント

保育所が保護者に対して園児の登園自粛を求め、保護者に対して保育サ

第3章 第1 疾病(感染症等)

解説

1 学校保健安全法への準拠
学校保健安全法は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」(学校保健安全法20)と規定し、学校の設置者にはいわゆる学級閉鎖を行う権限を付与しています。他方、保育所について同様の規定はありませんが、保育所の経営者が活用すべき「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省)は、「学校保健安全法に規定された、学校において予防すべき感染症への対策は、保育所における感染症対策を実施する上で参考になる」としていることから、保育所の経営者も一定の場合には登園自粛を求めることができ、また、登園自粛を求めるべき場合もあると考えられます。

2 体制の整備
保育所が集団感染が発生した場合、保育所は保育を必要とする児童に対して保育サ

保育所の運営、保育の実施において生じるあらゆる疑問にお答えします！

わかりやすい
保育所運営の手引

—Q&Aとトラブル事例—

編集 保育所運営実務研究会

【代表】高橋 紘 (至誠保育福祉研究所 所長)

【編集委員】

高橋 久雄 (元昭和女子大学 人間社会学部福祉社会学科 教授)

和田上 貴昭 (日本女子大学 家政学部 児童学科 准教授)

松田 典子 (文教大学 教育学部 専任講師)



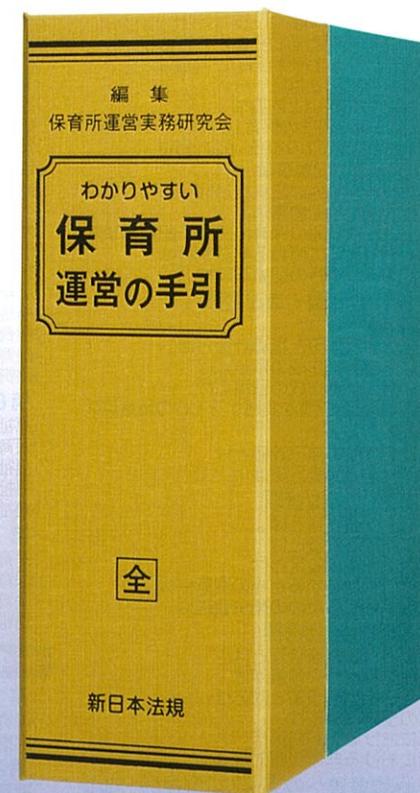
- ◆ 保育所を適正に運営していく上で必要となる保育の計画や労務管理、会計・税務などについて、Q&Aでわかりやすく「**保育所運営編**」として解説しています。
- ◆ 実際の事例や判例をもとに、保育の様々な場面で起こりうる「事故」や「トラブル」の予防と対応についてチェックリストを掲げて「**トラブル解決編**」として解説しています。
- ◆ 子ども・子育て支援制度の実施をはじめ、時代に合わせて変わりゆく保育所運営について、常に**最新の内容**をお届けします。

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
総頁1,572頁
定価11,000円(本体10,000円)
送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



掲載内容

子ども・子育て支援新制度の概要

- 子ども・子育て支援新制度とは
- 子ども・子育て支援新制度における「保育の必要性」の認定とは
- 「施設型給付」「地域型保育給付」とは
- 地域子ども・子育て支援事業とは
- 仕事・子育て両立支援事業とは
- 子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園とは

保育所運営編

第1章 はじめに

- 保育所とは
- 保育所制度の発展と今後の動向は
- 保育所の種類は
- 保育所と幼稚園の違いは
- 自治体独自に設置基準を定めた保育施設とは
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とは
- 保育所保育指針とは
- 保育士資格とは
- 子ども・子育て支援法制定に伴う保育所運営への影響は
- 社会福祉法人制度の改革による影響は

第2章 保育サービス

第1 保育のねらい及び内容

- 1 保育のねらいと内容は
- 「生命の保持」に関わるねらいと内容は
- 「情緒の安定」に関わるねらいと内容は
- 施設共有の「教育」とは
- 「乳児保育」のねらいと内容は
- 「1歳以上3歳未満児の保育」のねらいと内容は
- 「3歳以上児の保育」のねらいと内容は
- 2 保育の実施上の配慮事項
- 保育に関わる全般的な配慮事項は
- 乳児保育に関わる配慮事項は
- 1歳以上3歳未満児の保育に関わる配慮事項は
- 3歳以上児の保育に関わる配慮事項は
- 夜間保育を行う場合の配慮事項は

第2 保育の計画・自己評価

- 1 保育の計画
- 保育の全体的な計画と指導計画とは
- 短期的な指導計画作成の留意点は
- 長期的な指導計画作成の留意点は
- 指導計画に基づき保育を実践するときの留意点は
- 2 自己評価
- 保育士、保育所の自己評価とは
- 自己評価結果の公表方法は

第3 給食・衛生管理

- 保育所における給食とは
- 保育所における給食とは
- 給食設備・職員の設定とは
- 献立作成や調理をするときの留意点は
- 食中毒を予防するための衛生管理は

第4 健康・安全管理

- 保育所における健康管理とは
- 健康診断を行う際の留意点は
- アレルギー疾患の予防と対応は
- 熱中症の予防と対応は
- 保育所における防犯対策は
- 保育所における非常災害対策は

第5 保護者等への支援・情報提供・対応

- 1 保護者等への支援・情報提供
- 保育所による保護者に対する子育て支援とは
- 子育て相談への対応とは
- 地域における子育て支援とは
- 2 保護者等への対応
- 苦情解決の体制づくりとは
- 保護者の理不尽な苦情への対応は
- 保育所における児童虐待防止の役割とは
- 児童虐待を発見したときの対応方法は

第6 職員の研修

- 職員の資質向上を図るために保育所がすべきこととは

- リーダー的職員育成のための研修は
- 研修計画の作成方法は
- 研修の実施方法は

第3章 事業運営

第1 設置等

- 保育所を設置するには
- 夜間保育所を設置するには
- 小規模保育所を設置するには
- 保育所分園を設置するには
- 保育所を増設するには
- 不動産の貸与を受けて保育所を設置するには
- 認可外保育施設の届出制度とは
- 認可化への移行を希望する認可外保育施設に対する支援事業とは
- 保育所等改修費等支援事業とは

第2 設備運営基準等

- 保育所が設置しなければならない設備とは
- 保育所以外の事業も行っている場合の共用可能な設備は
- 保育所に配置しなければならない職員とは
- 保育所以外の事業も行っている場合の兼業可能な職員は
- 保育所における保育時間は
- 保育所が備えなければならない規程・帳簿とは
- 保育所の職員における秘密保持義務とは

第3 入所

- 保育所の入所基準は
- 保育所へ入所する子どもの選考方法は
- 都道府県が公表する保育所の情報とは
- 年度途中の入所・入所予約・広域入所・転園は認められるか

第4 給付費・保育料

- 施設型給付の確認制度とは
- 公定価格における地域区分とは
- 小規模保育所における公定価格とは
- 保育料とは

第5 その他の子育て支援事業

- 第二種社会福祉事業とは
- 病児保育事業とは
- 保育環境改善等事業とは
- 延長保育事業とは
- 家庭支援推進保育事業とは
- 一時預かり事業とは
- 地域子育て支援拠点事業とは
- 地域型保育とは
- 家庭的保育事業とは
- 小規模保育事業とは
- 小規模保育運営支援事業とは
- 保育体制強化事業とは
- 保育所等における業務集約化推進事業とは
- 保育士等処遇改善臨時特例事業とは

第6 事業運営の第三者評価

- 福祉サービス第三者評価とは
- 保育所の福祉サービス第三者評価の基準とは
- 福祉サービス第三者評価を受ける際は
- 福祉サービス第三者評価と自己評価の関係は
- 福祉サービス第三者評価と行政監査の違いは

第7 幼稚園・小学校との関係

- 保育所と小学校の連携とは
- 保育所と小学校が連携する際の留意点は
- 保育所と小学校の連携の具体例は
- 幼稚園と保育所の施設の共用化とは

第4章 労務管理

第1 就業規則等

- 保育所における労務管理の特徴は
- 就業規則の記載内容と周知の方法は

第2 募集・採用

- 職員を採用するときの留意点は
- 性別や年齢を限定して募集・採用を行ってもよいか
- 資格を取得できない者の内定を取り消してもよいか
- 実習生を受け入れるときの留意点は
- パートタイム労働者を採用するときの留意点は
- 派遣労働者を受け入れるときの留意点は
- 有期契約で職員を採用するときの留意点は

第3 労働時間・休日・休暇

- 労働時間・休憩・休日に関する法規制は
- 労働時間の管理方法は
- 変形労働時間制とは

- 保育所における短時間勤務の保育士の取扱いとは
- 時間外・休日労働をさせるときの手続は
- 振替休日と代休の違いは
- 有給休暇の取得を拒否することはできるか

第4 育児・介護休業

- 職員から育児休業の申出があったときは
- 子育て中の職員に関する労務管理上の注意点は
- 職員から介護休業の申出があったときは

第5 賃金

- 賃金の支払における注意点は
- 割増賃金の支払が必要な場合は
- 保育所における管理監督者の範囲は

第6 退職・解雇

- 職員が一方向的退職を申し出た場合は
- 職員に辞めてもらうときの留意点は
- 懲戒解雇をするときの留意点は
- 試用者の本採用拒否は解雇に当たるか

第7 社会保険・労働保険

- 社会保険・労働保険制度とは
- 職員が勤務中や通勤中にけがをしたときは
- 施設長は労災保険の適用を受けられるか

第8 安全衛生

- 職員への安全配慮義務とは
- 職員に受けさせるべき健康診断は
- ストレスチェック制度とは
- セクハラ・パワハラを予防するための対策は

第9 その他

- 妊産婦に必要な配慮とは
- 健康上問題がある職員に必要な配慮は
- 保育所における保育士の確保は
- 地域限定保育士とは
- マイナンバー制度への対応は

第5章 会計・税務

第1 会計

- 社会福祉法人会計基準とは
- 社会福祉法人会計基準における事業区分・拠点区分・サービス区分とは
- 会計帳簿を作成する場合の留意点は
- 計算書類等を作成する際の留意点は
- 資金収支計算書とは
- 事業活動計算書とは
- 貸借対照表とは
- 財務諸表の注記とは
- 附属明細書・財産目録とは
- 基本金とは
- 国庫補助金等特別積立金とは
- 引当金とは
- 退職金制度とは
- 寄附金とは
- 補助金とは
- 社会福祉充実計画とは
- 保育所委託費の経理処理とは

第2 税務

- 保育所運営における法人税の取扱いとは
- 収益事業の範囲とは
- 収益事業を行っている場合の法人税の申告・納付とは
- 収支計算書の提出とは
- 源泉徴収制度とは
- 年末調整制度とは
- 保育所運営における消費税の取扱いとは
- 消費税における仕入税額控除とは
- 補助金及び受託収入の消費税の取扱いとは
- 消費税の届出・申告・納付とは
- 消費税が非課税となる認可外保育施設の利用料の範囲は
- 印紙税・不動産取得税・固定資産税の取扱いとは

第6章 助成等

- 保育対策総合支援事業などへの国庫補助とは
- 両立支援助成金(事業所内保育施設コース)とは
- 病院内保育所運営事業への補助は
- 独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業とは

第7章 幼保連携型認定こども園

(注) 保育所運営編の掲載設問で、「幼保連携型認定こども園」の運営においても参考になると思われる設問を再掲しています。

第1 総則

- 認定こども園の類型とその違いは

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とは
- 保育士資格とは
- 社会福祉法人制度の改革による影響は
- 幼保連携型認定こども園に移行する場合は
- 幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う定款又は寄附行為の変更とは

第2 保育サービス

- 1 保育の内容
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領とは
- 2 保育の計画・自己評価
- 3 給食・衛生管理
- 幼保連携型認定こども園における食事の提供において留意すべきことは
- 幼保連携型認定こども園における食事の委託・外部搬入において留意すべきことは
- 給食設備・職員の設定とは
- 献立作成や調理をするときの留意点は
- 食中毒を予防するための衛生管理は

4 健康・安全管理

- 5 保護者等への支援・情報提供・対応
- 6 職員の研修

- リーダー的職員育成のための研修は
- 研修計画の作成方法は
- 研修の実施方法は

第3 事業運営等

- 1 設置等
- 認可化への移行を希望する認可外保育施設に対する支援事業とは
- 保育所等改修費等支援事業とは
- 幼保連携型認定こども園建設の際の建築基準法上の規制とは
- 認定こども園の廃止又は認定の取消しをするには
- 2 設備運営基準等
- 幼保連携型認定こども園の基準は
- 幼保連携型認定こども園の運営は
- 保育所が備えなければならない規程・帳簿とは
- 保育所の職員における秘密保持義務とは
- 3 入所
- 幼保連携型認定こども園の利用対象となる子どもは

4 給付費・保育料

- 施設型給付の確認制度とは
- 公定価格における地域区分とは
- 5 その他の子育て支援事業
- 6 事業運営の第三者評価
- 7 幼稚園・小学校との関係

第4 労務管理

- 幼保連携型認定こども園の勤務資格は
- 幼保連携型認定こども園における実習生の配属は

第5 会計・税務

- 保育所における事故の現状は
- 保育中の事故を予防するには
- 事故発生後の対応は
- SHELLモデルを活用したトラブル防止策とは
- PDCAの改善サイクルの構築とは
- 子どもの事故と民事責任とは
- 子どもの事故と刑事責任とは
- 事故の検証と再発防止の取組は

トラブル解決編

第1章 保育トラブルの予防・対応

- 保護者会主催の日帰り行事で子どもが溺れたとき
- 保護者による虐待の疑いがある子どもがいるときの対応は
- 1歳児が階で遊んでいた子どもに噛みついたとき
- 行動の乱暴な子がけがをさせたとき
- けんかで眼鏡を壊されたとき

第2章 場面別 保育トラブル

第1 室内遊び

- 室内遊びの事故の予防と対応は
- 玩具、用具を使用中の事故やけがの予防と対応は

相談事例

- 鬼ごっこをして遊んでいてけがをしたとき

- 室内で転倒し歯の付け根から出血したとき
- 歩き始めたばかりの子どもの転びけがをしたとき
- 1歳児が階で遊んでいた子どもに噛みついたとき
- 行動の乱暴な子がけがをさせたとき
- けんかで眼鏡を壊されたとき

第2 食事(給食・おやつ等)

- 食事中の事故を予防するには
- 食物アレルギーの対応は

相談事例

- アナフィラキシーショックを起こしたとき

第3 トイレ

- トイレ内での事故の予防は(幼児編)
- トイレ内での事故の予防は(乳児編)

相談事例

- トイレ内で滑って転倒したとき

第4 午睡・睡眠

- SIDSを予防するには
- 午睡時の事故を予防するには

相談事例

- 睡眠中の子どもが吐しゃ物を誤飲したとき
- うつぶせ寝により、子どもが死亡したとき

第5 外遊び(散歩、公園遊び、水遊び等)

- 外遊びの事故の予防と対応は
- 園庭の遊具の事故を予防するには
- ボール事故を予防するには

相談事例

- 散歩中に自転車と接触したとき
- 滑り台から転落したとき
- 害虫に刺されたとき

第6 登園・降園

- 登園・降園時の事故を予防するには
- 送迎バス車内の放置事故を予防するには

相談事例

- 保護者が運転する車が屋上に設置された駐車場から園庭に落下したとき
- 親権を争っている相手方によるお迎えがあったとき

第7 行事

- 行事中の事故を予防するには

相談事例

- 保護者会主催の日帰り行事で子どもが溺れたとき

第3章 リスク別 保育トラブル

第1 疾病(感染症等)

- 保育所内での感染症を予防するには
- 子どもが病気を発症したときの対応は
- 給食からの食中毒感染の予防は

相談事例

- 体の弱い子どもが、冬場に薄着で遊んでいて急性脳炎にかかったとき
- 飲料水として利用していた井戸水が原因で子どもが感染症に感染したとき
- 新型インフルエンザの集団感染が発生したとき
- インフルエンザの集団感染が認められたため、登園自粛を求めたとき

- けいれん・発作を起こした子どもについて、保護者のみに連絡し、医療機関での受診が遅れたとき

第2 犯罪被害(不審者等)

- 子どもが犯罪被害を予防するには

第3 児童虐待

- 保育士等による児童虐待を予防するには

- 保護者による虐待の疑いがある子どもがいるときの対応は

相談事例

- 認可外保育施設の施設長が子どもを虐待したとき

第4 災害(地震、火災等)

予防・対応

- 子どもが地震で被害を受けるのを予防するには
- 子どもが火災で被害を受けるのを予防するには
- 子どもが火災・地震以外の災害で被害を受けるのを予防するには
- 災害が起こったときの対応は

相談事例

- 津波が発生する可能性があるとき
- 落雷があったとき

第4章 その他のトラブル

第1 個人情報に関するトラブル

- 子どもの個人情報が入るのを予防するには

相談事例

- 保護者より個人情報保護方針の作成を求められたとき
- 個人情報保護法に関する質問が出たとき
- 連絡先が記載されたクラス名簿を作成・配布したところについて保護者からクレームを受けたとき
- 虐待の疑いがある子どもの保護者の名前や住所地等を見守り相談所に提供したとき

第2 子ども同士のトラブル

- 子ども同士のトラブルを予防するには

相談事例

- いじめといじわるの区別がつかないとき

第3 保護者・職員間及び保護者同士のトラブル

- お迎え時間が守れない保護者がいるとき

第4 近隣・外部とのトラブル

- 近隣・外部とのトラブルを予防するには
- 子どもの声の騒音について

相談事例

- 週刊誌の記事が名誉毀損に当たる場合は

参考資料

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23・12・29厚生省令63)
- 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26・4・30内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)
- 保育所保育指針(平29・3・31厚生労働省告示117)
- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平29・3・31内閣府・文部科学省・厚生労働省告示1)
- 2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン(平30・3厚生労働省)
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(抄)(平23・3厚生労働省)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。

●さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。

●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

新日本法規出版株式会社
 本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区区市谷砂土原町2丁目6番地